

本市における「介護予防・日常生活支援総合事業」について

1 事業の目的

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域での介護予防の取組や住民主体の活動を支援しながら、高齢者の状況に応じた多様で柔軟なサービスを提供することを目的とする。

2 事業内容等

(1) 実施時期 平成29年4月

(2) 事業概要

要支援認定者に対し、全国一律の「予防給付」として提供されていた「訪問介護」と「通所介護」並びに「介護予防事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」に移行するほか、国のガイドラインを基に、従来の介護専門職に加え地域の人材が参加しやすい新たなサービスを事業開始時において一体的に提供する。

※ 本市においては、要支援者等が利用する現行サービスの水準を維持するとともに、全てのサービス類型の提供に向け、既存福祉サービスの整理に加え、地域での介護予防の取組や住民主体の活動が広がるよう事業を構築した。

(3) 対象者

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者、基本チェックリスト該当者

※ 基本チェックリストについて

国のガイドラインに基づいた25の質問項目により構成され、要介護認定で非該当の者や要介護認定を受けていないが介護が必要になる可能性が高いと見込まれる者に対し実施するもので、その結果により、総合事業によるサービスの利用が可能となる。

イ 一般介護予防事業

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）及びその支援のための活動に関わる者

(4) 事業構成・・・参考資料3

ア 介護予防・生活支援サービス事業

① 予防給付相当サービス【相当】

要支援認定者が、現行の「介護予防訪問介護・通所介護」を継続して利用できるよう、国の定める人員等の基準・費用と同様のものとして、介護保険サービスから移行し実施

② 基準緩和型サービス【A型】

要支援認定者等が、一定の水準が保たれた家事援助などの「訪問型支援」や生きがいつくり等に繋がるデイサービスなどの「通所型支援」を利用できるよう、国のガイドラインを基に、既存の高齢者福祉サービスと同程度に事業従事者の資格要件や費用等を緩和したサービスを新たに実施

③ 住民主体型サービス【B型】

NPO団体など地域の多様な主体が取り組む「高齢者サロン」や「訪問型支援」などに対する支援が可能となるよう、国のガイドライン等を踏まえた補助事業を新たに実施

④ 短期集中型サービス【C型】

現行の介護予防事業のうち「二次予防事業」として、看護師や作業療法士等の専門職が提供する「健康教室」や「訪問指導」などを、介護予防・生活支援サービス事業に移行し実施

イ 一般介護予防事業

現行の介護予防事業のうち「二次予防事業」と「一次予防事業」を「一般介護予防事業」に一本化し、従来同様、介護予防に関する知識の普及啓発などの事業を実施

ウ 生活支援体制整備事業（包括的地域支援事業）

基準緩和型サービスなどの新たなサービスが、一定の水準が保たれたものとして提供できるよう、サービス提供にあたり必要となる知識・技術等の習得を目的とした人材育成事業を新たに実施

3 本市における総合事業の特色

○ 全てのサービス類型の一体的な実施

本市の総合事業については、高齢者の介護予防や生活支援等のニーズに対し、必要となる支援やサービスが過不足なく提供されるよう、国のガイドラインにおいて示されている全てのサービス類型を一体的に実施することとした。

○ 地域での介護予防の充実

高齢者の健康寿命の延伸に向け、介護予防・閉じこもり予防のための自主的・継続的な活動が広がるよう、「高齢者サロン」など地域で高齢者の通いの場を開設・運営している団体等に対する補助の仕組みを盛り込んだ。

○ 新たなサービスの担い手の育成・確保

地域における助け合い活動や民間事業者の活用なども含めたサービスの裾野が広がるよう、介護保険サービス従事者に加え、一定の研修を受けた者によるサービス提供が可能となるよう、シルバー人材センター等による研修事業に取り組むこととした。

4 今後のスケジュール

平成28年11月～ 事業者等説明会の実施

12月～ 市広報紙等による事業周知

平成29年 4月 総合事業の実施